

○八女西部広域事務組合会計管理者の職務代理者を定める規則

(平成 29 年 5 月 16 日 規則第 3 号)

八女西部広域事務組合収入役職務代理者規則(昭和 48 年規則第 1 号)の全部を改正する。  
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 170 条第 3 項の規定に基づき、会計管理者の職務を代理する職員は、事務局に所属する職員で、代理の順序は次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 参事
- (3) 局長補佐
- (4) 参事補佐
- (5) 担当次長

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 八女西部広域事務組合収入役職務代理者規則(昭和 48 年規則第 1 号)は、廃止する。